

民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案に対する意見

静岡県司法書士会 登記法研究委員会

委員長 和久田 大介



第1 普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

1 新たな遺言の方式

当委員会は、以下Ⅰのとおり、【乙案】及び【丙案】の併用を支持するが、【甲案】の採用を支持する意見にも賛同できる余地があるため、後述Ⅱとして、【甲案】についての意見も提言する。

Ⅰ 【乙案】及び【丙案】の併用についての意見

〔意見の趣旨〕

【乙案】及び【丙案】の併用を支持する。【乙案】及び【丙案】両案は、自筆証書遺言に伴う主要な課題を包括的に解消し、遺言制度をより利用しやすくするものとする。

〔意見の理由〕

（１）現行の自筆証書遺言の課題

公正証書遺言に比べ自筆証書遺言の作成件数が少ない理由として、①遺言書の偽造・変造のリスクがあること、②遺言者の死亡後、遺言が発見されないリスクがあること、③遺言者の死亡後に検認の手続きが必要となるため、遺言の執行までに時間がかかること、④遺言書に形式的不備がある場合は無効になるリスクがあること、⑤遺産目録を除く全文を自書しなくてはならないことが遺言者の負担となることなどが考えられる。

自筆証書遺言書保管制度を利用する場合は、上記①～④のリスクが解消されたものの（④については法務局では内容の不備までは審査されないため、その点については専門家の関与が必要な余地が残る）、⑤の負担の軽減は解消されていない。

（２）【乙案】及び【丙案】の優位性

【乙案】及び【丙案】は、以下のとおり、上記①～④のリスク解消に加え、⑤の負担の軽減も解消することになり、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点に沿うものである。

① 真正性の担保（偽造・変造の防止）と紛失防止

【乙案】及び【丙案】は、公的機関で保管されるため、偽造・変造・紛失のリスクが極めて低くなる。

【甲案】は公的機関による保管を前提としないため、昨今、デジタル遺産でも同様の問

題が生じているとおり、遺言者の死後、相続人等がデジタル機器の暗証番号などを知らないため、機器のロックを解除できず、遺言書を発見することができない可能性がある。また、一旦、遺言書を作成・保管したデジタル機器が故障などによりデータの復元が困難となる、デジタル機器を買い替えた際に確実にデータの移行がなされない懸念が残る等の問題は解消されない。

USB メモリ等の外部記録媒体に保管するのも一案であるが、かつてのフロッピーディスクが現在は利用されなくなったように、遺言書を作成・保管していた外部記録媒体が、遺言者の死亡時に規格廃止となり、読み取り困難になるといったリスクも想定される。

② 手続きの確実性・真意性の担保

【乙案】及び【丙案】も、自筆証書遺言書保管制度と同様に検認手続きが不要となれば、遺言執行の迅速化につながる。

また、【乙案】及び【丙案】は、共に公的機関に出頭し、遺産目録を除く遺言の全文を口述するため、意思能力の存否、本人性等に係る紛争を回避する効果も期待できる。

③ 利用者ニーズへの対応

遺言書を作成する者は高齢者である場合が多く、遺言書の全文を自書することを負担に感じる者も少なくない。また、訂正の方法も厳格であるため、高齢者が自ら適式な自筆証書遺言を作成するには困難を伴う。

近年は、高齢者であっても、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器を保有し、デジタル機器によって文書を作成することのハードルが下がっている。また、遺言者の指示を受けた者が遺言の全文を記録することも許容される【乙案】及び【丙案】が採用されれば、遺言者の利便性に資する。

さらに【乙案】で、遺言の口述をウェブ会議の方法によれば、海外在住者も利用できるし、現行の自筆証書遺言書保管制度に最も近い【丙案】は、高齢者にも親和性が高い。

④ 制度創設の意義

そもそも、「デジタル技術を活用した」遺言制度の創設を検討するに至った背景は以下のとおりである。

近年、家族の在り方の変化・多様化に伴い、さまざまな被相続人の意思の尊重を実現する手段として遺言の重要性が高まっている。あわせて、遺産に関する権利義務を早期に確定させ、相続登記の促進を含む相続手続きの円滑化を図ることにより、所有者不明土地問題や空き家問題などの社会課題を解決することに資することが期待されている。

このため、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとしようという観点が出発点となっている（（補足説明「はじめに」2（1）））。

そのような中で、近年の急速なデジタル化により、高齢者を含めデジタル技術は日常生活において不可欠な存在となっている状況を踏まえ、「デジタル技術を活用した」遺言制度を創設することで、遺言制度をより一層利用しやすくなるとして、検討が進められてきている。

そうであれば、【乙案】及び【丙案】を併用することで、幅広い層に選択肢を提供できることになり、本来の遺言制度を普及するという究極の目的に資することになる。

II 【甲案】についての意見

〔意見の趣旨〕

【甲案】の採用を支持する意見にも賛同できる余地がある

〔意見の理由〕

本改正の主たる目的は、「デジタル化が急速に進展し、高齢者を含め、デジタル技術は日常生活において欠かせない存在となって」いる社会背景の下、「国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けること」を検討することである（補足説明「はじめに」2（1））。

（1）使い勝手が良いとはいえない保管制度

「簡便に作成」という点では、作成した遺言を公的機関で保管することを前提とする【乙案】及び【丙案】について、現行の自筆証書遺言に係る遺言者にとっての利便性の検討が参考となるところ、保管申出の申請書作成は、一般の遺言者にとっては決して簡便とは言えない。また、保管申出のために法務局に出頭した遺言者は、窓口で少なくとも1時間程度の待機を強いられるのが現状であり、およそ「使い勝手が良い制度」と評価することはできない。

【乙案】及び【丙案】における公的機関として法務局が想定されていると思料されるところ、デジタル遺言ではない現行の保管制度ですら遺言者にとって使い勝手の良い制度となっていないことに鑑みれば、現行の保管制度を参考に制度化されることが予測される

【乙案】及び【丙案】も、遺言者の利便性という観点ではあまり期待できず、実際に【乙案】及び【丙案】が採用されたとしても利用件数が低調となることが予測される。

（2）「デジタル技術を活用した」遺言

次に、「デジタル技術を活用した」遺言制度の創設が本改正の主たる目的であるなら、現行の自筆証書遺言保管制度とさほど変わることはない【丙案】では改正の目的に適う制度となっていない。

（3）コスト

「簡便に作成」には「低コストで作成できること」も包含されると理解できるところ、保管制度を前提とする【乙案】及び【丙案】では、保管申出のための手数料を遺言者に負担させることとなる（現行の自筆証書保管申出制度は、自筆証書遺言を作成した遺言者が、自ら希望して、手数料を負担したうえで保管申出をする制度である一方、【乙案】及び【丙案】は保管申出が遺言の効力要件であるから、遺言者は必ず保管申出のための手数料を納付しなければならない）。

（4）改正の目的に適う【甲1案】

以上の検討のとおり、「デジタル技術を活用」して、コスト面も含めて「簡便に」遺言

を作成するとの本改正の目的に最も適うのが、【甲 1 案】である。

なお、【甲 2 案】は、本文④の要件を物理的に担保する方法が明確に示されていない現状においては、遺言の「真意性・真実性の担保」（補足説明「はじめに」1（3））の観点から、導入に賛成できない。

【【甲 1 案】への懸念に対する対応】

一方で【甲 1 案】には、「真意性・真実性の担保」、電磁的記録としての遺言の保管、執行の場面等における懸念も指摘されているが、この点は次のとおりの対応が考えられる。

（1）証人の資格

【甲 1 案】の遺言の「真意性・真実性の担保」として最も重要であるのは、遺言の作成（録画・録音）の場面に立ち会う証人の資質であると考ええる。この点は、補足説明 11 頁 35 行においても指摘されているところである。そこで、【甲 1 案】の証人の資格として「弁護士、司法書士その他法務省令で定める者」等の規定を置き、2 名の証人のうち少なくとも 1 名は法律専門職とすべきである。

法律専門職が遺言の作成に関与することにより、「真意性・真実性の担保」が図られるものと考ええる。

（2）保管方法①

証人の内の少なくとも 1 名を法律専門職とすることにより、電磁的記録としての遺言は、作成に関与した法律専門職に保管させることが可能となり、これにより電磁的記録の紛失等の問題は相当程度払しょくできる。

また、たとえば日本司法書士連合会等の資格者団体が主導し、電磁的記録としての遺言のバックアップセンターを構築し、証人として司法書士が作成に関与した遺言について無償で保管する方法が期待される。

（3）保管方法②

なお、（2）の別案として、遺言書の作成に関与した法律専門職に限り、代理人として【乙案】又は【丙案】の方式で公的機関に対し遺言書の保管申請することができるようにすれば、第 2・1（1）に記載した遺言者の不便の低減に繋がるのではないかという意見もあったので、ここに付記する。

（4）執行

遺言執行の場面においては、遺言執行者等が電磁的記録たる動画による遺言を提示して預金の払戻しを求めることを想定した場合には、現時点では円滑な払戻しの実現に疑問が残ることはやむを得ないが、新しい制度が実務にソフトランディングされるまでには一定程度の混乱が生じることは避けられない事情であり、この点は制度広報と実務の積み重ねによって自ずと収束に向かうものと考ええる。

2 保管制度の在り方

前述 1 II 【【甲 1 案】への懸念に対する対応】（2）、（3）記載のとおり

3 日付

特段の意見はない。

4 加除その他の変更、撤回

特段の意見はない。

第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

現行制度どおり維持すべきである。

第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

現行制度どおり維持すべきである。

第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

特段の意見はない。

第5 その他

特に意見はない。